

住宅用太陽光発電システム・太陽熱利用機器・雨水貯留タンクの設置費の一部を補助します！

村では、環境に配慮した住宅用設備を積極的に支援するため、①住宅用太陽光発電システム、②太陽熱利用機器、③雨水貯留タンクを設置した方に、補助金を交付します。補助金額など詳細は、「広報とうかい」(4月10日号)または村公式ホームページ(4月10日)を掲載予定をご覧ください。なお、②太陽熱利用機器の補助事業については、平成28年度分をもって終了予定です。

【問い合わせ】環境政策課環境保全担当 ☎282局1711 内線1451

対象者

▽村内の戸建住宅(店舗等の併用住宅を含む)に設置した方または村内に所在する太陽光発電システム・太陽熱利用機器・雨水貯留タンク付きの戸建住宅を購入した方のうち、申請時に当該補助の対象となる住所を有している方(設置場所と住民票が一致していること)▽村税の滞納がない方——を満たす方

【補助の対象とならない場合】

対象者に該当していても、次のいずれかに該当する場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。
 ▼①または②の申請をする場合で、過去に村から①または②の補助金の交付を受けている方、またはそ

の方と生計を一にする方

▼増設または付け替えをする場合

▼住宅に供給する目的以外で設置する場合

▼賃貸・販売等、営利目的で設置する場合

▼店舗・事務所を兼ねる住宅のうち、延床面積の2分の1以上が住居に供されていない場合

▼法人の場合

▼同一建物につき複数の申請をする場合 ※二世帯住宅等で複数設置する場合でも、それぞれ個別に申請することはできません。

対象設備

【①住宅用太陽光発電システム】

▽太陽電池の公称最大出力の合計

【②太陽熱利用機器】

▽日本工業規格(JIS)等で認められている▽未使用品(中古品は対象外)▽平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に購入・設置した——を満たす太陽熱利用機器

値が10キロワット未満▽日本工業規格(JIS)等で認められている▽未使用品(中古品は対象外)▽電力会社と受給契約を結び、かつ余剰電力の買取契約を結んでいる(主量買い取りは対象外)▽電力会社から発行される「購入電力量のお知らせ」(検針票)の、お客さま設備情報内に記載される「お客さま設備の買取期間起算日」が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間である——を満たす住宅用太陽光発電システム

【③雨水貯留タンク】

▽容量が100リットル以上▽未使用品(中古品は対象外)▽平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に購入・設置した——を満たす雨水貯留タンク

